国立研究開発法人における地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	
再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第八（第九条第三項、第十条関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る失効届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の11において準用する同法第50条の７第１項関連）

平成　　年　　月　　日

国立研究開発法人の長　あて

氏名

平成　　年　　月　　日付けの独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の11において準用する同法第50条の７第１項の規定による届出に係る約束の効力が失われましたので、届け出ます。

別記様式第九（第十一条関係）

常勤職員数報告書

平成　　年 １月１日現在	行政執行法人名	作成責任者官職氏名

職員	現在員数
１．常時勤務に服することを要する職員	
２．１．以外で報告の対象となる職員	
うち国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職の処分を受けた者	
うち国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者	
うち行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第７条第５項の規定により休職者とされた者	
うち国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第２条第１項の規定により派遣された者	
うち国家公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第109号）第３条第１項の規定により育児休業をしている者	
うち国家公務員の育児休業等に関する法律第13条第１項に規定する育児短時間勤務職員（同法第22条の規定による勤務をしている者を含む。）	
うち国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第２条第５項に規定する自己啓発等休業をしている者	
うち国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第２条第４項に規定する配偶者同行休業をしている者	
合計	

備考１　２．の「１．以外で報告の対象となる職員」とは、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）第20条で定める者をいう。

２　２．の育児短時間勤務職員の現在員数については、１人の育児短時間勤務職員（１週間当たりの勤務時間が週19時間25分から週19時間35分までの範囲内の時間である者に限る。以下同じ。）が占める官職に、他の１人の育児短時間勤務職員を任用している場合には、２人として報告すること。

３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○総務省令第二十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十八条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一号を次のように改める。

一　次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部（付加的な機能の提供に係るものを除く。）の提供を停止又は品質を低下させた事故（他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。）であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数（総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するものの）がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの

電気通信役務の区分	時間	利用者の数
一　緊急通報を取り扱う音声伝送役務	一時間	三万
二　緊急通報を取り扱わない音声伝送役務	二時間	三万
	一時間	十万
三　インターネット関連サービス（音声伝送役務を除く。）の提供の対価としての料金の支払を受けない利用者からの電気通信役務の提供	二十四時間	十万
	十二時間	百万
四　一から三の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	二時間	三万
	一時間	百万